

第 6 6 号議案

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 3 9 年 亀岡市条例第 4 8 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 3 月 7 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の
一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 3 9 年 亀岡市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条 第 2 項 中 「 1 0 0 分 の 1 6 7 . 5 」 を 「 1 0 0 分 の 1 6 2 . 5 」 に 改 め る 。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、改正後の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第 8 条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額（以下この項において

「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、 167.5 分の 10 を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の
一部を改正する条例案要綱

- 1 国の給与改定措置に準じ、市長等の令和4年度からの期末手当の支給割合を年間0.1月分引き下げて、次のとおりとすること。

支給月	改正前	改正後
6月	1.675月分	1.625月分
12月	1.675月分	1.625月分
合計	3.35月分	3.25月分

- 2 令和4年6月に支給する期末手当について、特例を設けること。
- 3 この条例は、令和4年4月1日から施行すること。